目

令和 5 年 3 月 31 日 (金曜日)

믉

外

6

6

8

(第 2 2 号)

次

規 則

- ○石川県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に 関する規則の一部を改正する規則 (総務課)
- ○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関 する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課)
- ○石川県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則 (県民交流課)
- ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の 一部を改正する規則 (障害保健福祉課)
- ○石川県立総合看護専門学校学則の一部を改正する規則 (医療対策課)

- ○石川県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部 を改正する規則 (地域医療推進室)
- ○石川トライアルセンター条例施行規則等の一部を改正 する規則 (産業政策課)
- ○技能検定試験手数料に関する規則の一部を改正する規 (労働企画課) 8
- ○石川県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正 (森林管理課)

示

○石川県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則に基づ く指定医療機関 (地域医療推進室)

規 則

石川県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和五年三月三十一日

1

2

石川県知事 址

石川県規則第八号

石川県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

石川県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成二十三年石川県規則第九号)の一部を次の ように攻正する。

第九条中「キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書」を「純資産変動計算書及びキャッシュ・ フロー計算書」に改める。

宝 宝

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第九条の改正規定は、施行の日以後終了する事業年度から適用する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和五年三月三十一日

> 石三県知事 世

石川県規則第九号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年石川県規則第五十九号)の 一部を炊のように改正する。

第七条の二第二号中「場合又は」を「場合、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容

されている場合、同法第六十六条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は「に改める。

別表第一第二号5中「皮膚かいよう」を「皮膚潰瘍」に改め、同表第三号3中「チェンソー、ブツシュクリーナー、 さく岩機一を「チェンソー、ブッシュクリーナー、削岩機」に、「末しよう循環障害、末しよう神経障害」を「末しょ う循環障害、末しょう神経障害」に改め、同表第四号1中「疾病であつて」を「疾病であって」に改め、同号2中 「ふつ素樹脂」を「ふつ素樹脂」に改め、同号3中「うるし」を「漆」に改め、同表第七号1及び2中「尿路系しゆ よう」を「尿路系腫瘍」に改め、同号3中「四―アミノジフェニル」を「四―アミノジフェニル」に、「尿路系しゆ

泄

业

2 令和 5 年 3 月 31 日 (金曜日)

別記様式第四号を炊のように改める。

との続き柄」 生年月日 」

「精神障害者 や との続き柄 じおるゆ。 别記樣式第一号中

Ю° 「精神障害者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

令柜压单三月三十一日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十一年石川県規則第七号)の一部を次のように改正す

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行練則の一部を改正する規則をここに公布する。

この規則は、公布の日から施行する。

宝 宝

石川県規則第十一号

第六条第二号中「第八条」を「第十条」に改める。

石川県統計調査条例施行規則(平成二十一年石川県規則第八号)の一部を次のように改正する。

石川県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

石川県規則第十号

石川県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令相压年三月二十一日

1 この規則は、公布の日から施行する。

(凝過指題)

(桶行型口)

当 崇

別表第一第八号中「わたつて」を「わたって」に改める。

運

コ 三・、三―ジクロロ―四・、四―ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫

よう」を「尿路系腫瘍」に改め、同号4中「四―ニトロジフェニル」を「四―ニトロジフェニル」に、「尿路系しゆ よう」を「尿路系腫瘍」に改め、同号8中「中皮しゆ」を「中皮腫」に改め、同号3中「肝血管肉しゆ」を「肝血管 肉腫」に改め、同号
比中「こから
にまで」を「こから
いまで」に
改め、同号中
にを
いとし、同号
に中「ピッチ、アス フアルト又はパラフイン」を「ピッチ、アスファルト又はパラフィン」に改め、同号中にを比とし、同号山中「骨肉 しゆ、甲状せんがん、多発性骨髄しゆ又は非ホジキンリンパしゆ」を「骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホ ジキンリンパ腫」に改め、同号中山を応とし、いを山とし、口をいとし、口をいとし、その前に炊のように加える。

2 この規則による改正後の別表第一第七号の規定は、令和五年一月十八日以後に発生した事故に起因する公務上の

石三県知事 馳

石川県知事 馳

災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する公務上の災害については、なお従前の例による。

)

別記様式第4号(第4条関係)

入 院 同 意 書

1 医療保護入院の同意の対象となる精神障害者本人

住	所	₹						
フリス								
	名							
生年月	月		年	月	月			

2 医療保護入院の同意者の申告事項

住	所	₹				₹				
フリ										
氏	名									
生年	月日		年	月	日		年	月	日	
本人	との阝	 夏係								

3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 2 父母(親権者で ある・ない) 1 配偶者

6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(

(選任年月日 年 月 日)

なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。

①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、 保佐人、補助人、③患者に対する虐待等(配偶者暴力、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待)を行っている者、 ④精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通

を適切に行うことができない者、⑤未成年者

※親権者が両親の場合は、両親とも署名の上記載して下さい。

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者を貴病院に入院させることに同意します。

精神科病院の管理者 様

年 月 日

氏名

至 宝

(権行財日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、 なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

石川県立総合看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。 令相压年三月二十一日

浜

石川県規則第十二号

石川県立総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

石川県立総合看護専門学校学則(昭和五十九年石川県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第2(第5条関係)

(第三看護学科)

	教 育 内 容			授		業		科	E				単位数	時間数
	科学的思考の基盤	日		本		語		表		現		法	1	30
		情		報			科		学	<u>ė</u>		I	1	30
		情		報			科		学	台		Π	1	30
		統					計					学	1	15
基	人間と生活・社会の理解	倫					理					学	1	30
		心					理					学	1	30
礎		行			動				科			学	1	15
		人		間			関		仔	Ŕ		論	1	30
分		教					育					学	1	30
		文		化			人		類	Ę		学	1	15
野		医			療				英			語	1	30
		社					会					学	1	30
		生			活				科			学	1	15
		レ	ク	IJ		エ	_	シ	/ =	ı	ン	論	1	15
	小						Ī	計					14	(345)
	人体の構造と機能	解					剖					学	1	30
		生					理					学	1	30
		生					化					学	1	15
専	疾病の成り立ちと回復の促進	病					理					学	1	30
4,		疾			病				論			Ι	1	30
門		疾			病				論			II	1	30
基		疾			病				論			Ш	1	30
坐		治		療			総		詣	Ĥ		Ι	1	15
礎		治		療			総		諸			ΙΙ	1	30
分		形	態機			病	理解	· の			的被		1	30
カ	健康支援と社会保障制度	公		衆			衛					学	1	30
野		社		会			福		袓			論	1	15
		保	健		医	療		制	度		論	I	1	30
		保	健		医	療		制	度		論	Π	1	15
	/]\					~**		計					14	(360)
	基礎看護学	看		護			学		根	Æ		論	1	30
		フ	イ	ジジ	カ	ル	ア	セ	ス	゛メ	ン	}	1	30
		人	4:	間	en n	関	(5)	係	,	技		術	1	15
		学		11-12	習			NI.	支	•^		援	1	15
		看			護				過			程	1	30
		対	象	の状			応	じ		計護	更実		1	30
		看	A	- 1/	護		//L/		研研	a 115	<i>×</i>	究	1	30
	地域・在宅看護論	地		协				真	11/1	È		し	1	30
専	地域:江石相暖開	家				ر	看	昋						
		冰		族			個		諺	Z		論	1	15

						地	域			在	宅	看	Ē	護	総	論	1	3
						地	域		在	宅	看	護	援	助	論	Ι	1	3
						地	域		在	宅	看	護	援	助	論	Π	1	3
	成	人	看	護	学	成	人		看		護		学	札	既	論	1	1
HH						成	人	看		護	学	援	ļ	功	論	Ι	1	3
門						成	人	看		護	学	援	J	助	論	Π	1	3
						成	人	看		護	学	援]	功	論	Ш	1	1
	老	年	看	護	学	老	年		看		護		学	村	既	論	1	3
						老	年	看		護	学	援]	功	論	Ι	1	3
						老	年	看		護	学	援	ļ	助	論	II	1	3
分	小	児	看	護	学	小	児		看		護		学	村	既	論	1	3
))						小	児	看		護	学	援	I	助	論	Ι	1	3
						小	児	看		護	学	援	J	功	論	Π	1	1
	母	性	看	護	学	母	性		看		護		学	村	燛	論	1	3
						母	性	看		護	学	援]	助	論	Ι	1	3
						母	性	看		護	学	援]	功	論	П	1	3
野	精	神	看	護	学	精	神		看		護		学	村	既	論	1	
判						精	神	看		護	学	援	Į	助	論	I	1	
						精	神	看		護	学	援	I	助	論	П	1	3
	看	護の	統合	と実	践	看	護	0		統	合	ک	2	実	践	Ι	1]
						看	護	0		統	合	ح	5	夷	践	П	1	
						看	護	0		統	合	ک	2	実	践	Ш	1]
						看	護	0		統	合	と	5	夷	践	IV	1]
						看	護	の		統	合	ح	4	実	践	V	1]
				小								計					33	(810
	基	礎	看	護	学	基	礎		看		護		学	Ę		習	2	Ç
	地	域·	在 宅	看 護	論	地	域	•	在	宅	看	護	論	実	習	Ι	2	6
臨						地	域	•	在	宅	看	護	論	実	習	П	2	6
Tel.	成	人	看	護	学	成	人		看		護		学	Ē		習	2	Ç
地	老	年	看	護	学	老	年	•	看		護		学	5		習	2	Ç
実	小	児	看	護	学	小	児	ī	看		護		学	5		習	2	Ć
য়ত	母	性	看	護	学	母	性		看		護		学	5	赵	習	2	6
習	精	神	看	護	学	精	神	(看		護		学	5	矣	習	2	ç
	看	護	の	統	合	統			合				実			習	2	ć
				小								計					18	(732
				総								計					79	

(注) 1単位の授業時間数は、講義15時間から30時間、臨地実習は30時間から45時間とする。

宝 宝

(桶作期日)

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 施行目前に入学した者については、なお従前の例による。2 改正後の別表第二の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」といろ。)以後に入学した者について適用し、
- 表第二に規定する教育課程、単位数及び授業時間数を履修したものとみなす。前の別表第二に規定する教育課程、単位数及び授業時間数に相当すると認めるものを履修したときは、改正前の別3 施行日前に入学した者については、改正後の別表第二に規定する教育課程、単位数及び授業時間数であって改正

班

班

令和五年三月三十一日石川県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

石川県規則第十三号

石川県緊急医師確保修学資金賞与条例施行規則の一部を改正する規則

第三条第一項に次の一号を加える。石川県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則(平成二十年石川県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

日十万人当たりの医師の数が全国の平均を下回っている二次医療圏をいう。) に所在する地域医療支援病院四 医師不足地域 (医療法第三十条の四第一項の規定により県が定める医療計画において設定する医療圏のうち人

医 图

この規則は、今和五年四月一日から施行する。

今和五年三月三十一日石川トライアルセンター条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

石川県規則第十四号

石川トライアルセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

(石川トライアルセンター条例施行規則の一部改正)

同項の次に炊のように加える。 別表二十九の項中「四二〇円」を「四七〇円」に改め、同表中三十四の項を削り、三十五の項を三十四の項とし、第一条 石川トライアルセンター条例施行規則(平成二年石川県規則第十二号)の一部を炊のように改正する。

三十五 複合振動試験機(振動試験)	一時間につき	图、川州〇田

別表三十六の項を次のように改める。

三十六 複合振動試驗機 (温湿度複合振動試験)	一時間につき	代、1 九OE
-------------------------	--------	---------

ずつ繰り下げ、三十七の項を三十八の項とし、同項の前に次のように加える。に改め、同項を同表四十八の項とし、同表中四十六の項を四十七の項とし、三十八の項から四十五の項までを一項「サンシャインウェザーメータ」を「高照度キセノンウェザーメータ」に、「一、八一〇円」を「一、三五〇円」別表中五十五の項を五十六の項とし、四十八の項から五十四の項までを一項ずつ繰り下げ、同表四十七の項中

三十七 複合振動試験機 (温湿度試験)	一時間につき	1′111代〇田
---------------------	--------	----------

(石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部改正)

第二条 石川県工業試験場等の手数料に関する規則(平成十二年石川県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表1の表①の項中	試料作成	簡単なもの	1試料	2,610円	.1.1
男主の妻りの女中	54.个十个 F J X	複雑なもの	1試料	3,690円	1 46

		試料切断	1試料	2,610円	
				3, 320円	
		白利亚胺	1 344	「樹脂埋めが1個を超えるときは、」	
試	料作製	自動研磨	1試料	2個目から1個増すごとに770	に改める。
				円を加算する。	
		振動研磨	1試料	1,070円	
		断面試料作製	1 試料	6,800円	T.

|--|--|

1 試料			1,440円	に収める。	
1 層			2, 250 F		
1測定			980円	を削り、同表のの項4	
	きは、1時	間)	削り、同表③の	齊⊕「13, 210円」ね	
切断等)				1,320円 🎋	
1 試料 1 項目			1, 320円	に収める。	
1 試料			1,570円	T	
				-	
熱拡散率	率測定	1測定		8,000円 増すごとに3,810。	
33,000 344 3500 3		1測定	13,800円 (1温度水準を増すごとに5,070円を加算する。		
				۰	
,490円」と °	改める。			· /	
	樹脂埋め	ら1個増	2,340円 超えるときは、 うすごとに770	· /	
90	(樹脂埋め 2個目か	ら1個増	習えるときは、	٥	
1 時間	(樹脂埋め 2個目か	ら1個増	習えるときは、 自すごとに770		
1時間	(樹脂埋め 2個目か	ら1個増	超えるときは、 すごとに770 1,210円 5,820円	490円	
1時間	(樹脂埋め 2個目か	ら1個増する。	超えるときは、 自すごとに770 1,210円 5,820円	490円]	
1時間 1時間 1時間	(樹脂埋め 2個目か	ら1個増する。	超えるときは、 すごとに770 1,210円 5,820円		
1時間 1時間 1時間	(樹脂埋め 2個目か	ら1個増する。	超えるときは、 自すごとに770 1,210円 5,820円	490円]	
1 時間 1 時間 1 時間	(樹脂埋め 2個目か 円を加算	ら1個増する。	超えるときは、 対 ごとに770 1,210円 5,820円 1,130円	490円]	
1 時間 1 時間 1 時間 1 時間	(樹脂埋め 2個目か 円を加算	ら1個増 する。 1時間	超えるときは、 対 ごとに770 1,210円 5,820円 1,130円	「	
	1 測定 を超えると るごとに1 切断等) 1 1 項 1 1 試料 熱拡散 熱加定	1測定 4,05 を超えるときは、1時。るごとに190円を加算 切断等) 1 1 計料 1項目 1試料 1項目 1試料 2 熱拡散率測定 熱拡散率測定 熱拡散を含める場	1測定 4,050円 を超えるときは、1時間 3ごとに190円を加算す 1試料 1項目 1試料 1項目 1試料 1 減目 1 試料 1 減圧 熱拡散率測定 (比 熱測定を含める場 1 測定	1 測定 980円 4,050円 を超えるときは、1 時間 3ごとに190円を加算す 1 試料 1項目 1,320円 1 試料 1,570円 熱拡散率測定 1 測定 1 温度水準を 1 1 温度水準を 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

(いしかわ炊世代産業創造支援センター条例施行規則の一部改正)

第三条 いしかわ次世代産業創造支援センター条例施行規則(平成二十三年石川県規則第六号)の一部を次のように 改正する。

別表二十三の項中「五、六四〇円」を「五、八三〇円」に改め、同表に次のように加える。

三十九 加熱・搬送システム	E' 1≺0E
四十 コーンガロリーメーター	III

当 崇

この規則は、今和五年四月一日から施行する。

技能検定試験手数料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令柜压年三月三十一日

石川県知事 馳 π

石川県規則第十五号

技能検定試験手数料に関する規則の一部を改正する規則

技能検定試験手数料に関する規則(平成十二年石川県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第四条第一項に規定する被保険者である者」 の下に「又は炊条各号に掲げる者」を加える。

宝 宝

この規則は、今和五年四月一日から施行する。

石川県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令柜压年三月三十一日

石川県知事 馳 生日

石川県規則第十六号

石川県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

石川県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十五年石川県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第八号中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号)第 十二条」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年 法律第三十六号) 第十九条」に改め、同項に次の二号を加える。

- ナ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第十六条に規定する資金 十二年以内
- 十一 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和四年法 律第三十七号)第二十四条第二項に規定する資金 十二年以内

宝 宝

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

石川県告示第137号

石川県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則(平成20年石川県規則第45号)第3条第1項の規定により、指定医 療機関を次のとおり定めた。

令和5年3月31日

石川県知事 浩

1 指定医療機関の名称

社会医療法人財団 董仙会 恵寿総合病院

2 指定年月日

令和5年4月1日